

航空路旅客運賃の島民割引に関する 東京都離島住民航空割引カード 利用の手引き

東京都離島住民航空割引カード（以下、「島民割引カード」とします。）の使い方

**島民割引カードは、航空券購入時や
空港での搭乗時に必要となります。
上京の際には必ずお持ちください。**

航空券を、ANAウェブサイトなど、人と対面しないで購入する場合

- ・ANAウェブサイトなどで、「アイきっぷ」の航空券を購入。
このとき、島民割引カードに記載している「カード番号」を、ウェブ画面上で入力などして確認します。
- ・搭乗前に、空港の有人カウンターにて島民割引カードを提示し、対面による確認を行います。（搭乗日より前でも、搭乗日当日でもかまいません。なお、搭乗直前に対面確認を行う場合は、手荷物を預ける前に行う必要があります。）
このため、カウンター手続きを省略して保安検査場に進める“Skip サービス”はご利用になれません。
- ・保安検査場を通過して、飛行機に搭乗します。

航空券を、旅行代理店や空港など、人と対面して購入する場合

- ・旅行代理店などで、「アイきっぷ」の航空券を購入。
このとき、島民割引カードを提示して、対面による確認を行います。
- ・航空券購入時に座席指定まで済ませている場合、空港の有人カウンターにおける島民割引カードの提示は原則不要です。
- ・保安検査場を通過して、飛行機に搭乗します。

【備考】

- ・島民割引カードの対面確認ができない場合、「八丈島アイきっぷ」の利用はできません。
- ・同一路線の往復を行う場合、原則、往路のみで島民割引カードの対面確認を行います。ただし、ANA係員が必要と判断した場合には、すでに島民割引カードの提示確認を済ませていた場合でも、再度の提示を求める場合があります。
そのため、「アイきっぷ」を利用される際には、必ず島民割引カードを携帯してください。

島民割引カードを無くした場合、折り曲げなど破損した場合
再発行を行います。最初に発行申請したときと同じ手続きを行いますので、必要書類を
ご用意いただき、破損等の場合はそのカードをお持ちのうえ、申請窓口までお越しくださ
い。

島民割引カードは、発行申請を受け付けてから数日後のお渡しになります。

島民割引カードの記載事項（住所・氏名）が変わった場合
記載事項の変更を届け出ていただきます。島民割引カードと記載事項が変更したことが
分かる身分証明書類（運転免許書等）をお持ちのうえ、申請窓口までお越しください。

転出等に伴い、島民では無くなる場合（八丈町から住民票を異動する場合）
島民割引の対象から外れることとなりますので、島民割引カードを申請窓口までご返却
ください。

留意事項

・一部運賃を除き、他の航空運賃にて購入済みの航空券に対して、「八丈島アイきっぷ」
をあとから適用させることはできません。一旦、購入済みの航空券を払い戻したあと、
再度「八丈島アイきっぷ」の航空券を購入する必要があります。この場合、払い戻し手
数料が発生するほか、予約の取り消しになるため、多客期等、満席状態の航空便を予約
している場合は、同じ航空便の予約及び購入が出来ない可能性があります。十分ご注意
下さい。

・ANAでは、特定の条件のもとで利用できる様々な割引運賃を提供しています。利用
者の条件によっては「八丈島アイきっぷ」より安くなる割引運賃がありますので、上手
にご利用ください。

ANAが提供する運賃の一例（この他にも様々な運賃があります）

運賃名称	概要	運賃名称	概要
特割3	3日前までの予約	ビジネスきっぷ	ANAカード会員専用
旅割28	28日前までの予約	スマートシニア空割	65歳以上の当日予約
旅割55	55日前までの予約	スマートU25	12～25歳の当日予約
介護割引	家族を介護する方に	身体障がい者割引	本人と一部介護者対象

他の運賃の詳細は、ANAウェブサイトをご覧になるか、航空券販売代理店または下
記までお問い合わせ下さい。

【ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222 受付：6:30～22:00】

・この他の取扱いについては、ANAの国内運送旅客約款によります。

問い合わせ（申請窓口）

八丈町企画財政課企画情報係 04996-2-1120

時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで